

平成27年12月 日

(上田市長 母袋 創一) 様

上田中央地域協議会

会長 河田 純 

意見書 (案)

上田市地域自治センター条例に基づき、下記のとおり地域協議会の意見を提出します。

記

1 件 名	空家等対策の推進について
2 意見内容	<p>国は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的に、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）が本年5月26日に完全施行となりました。</p> <p>同法第6条で市町村は、基本指針に即して空家等に関する対策についての計画を定めることができるとされていることから、下記の事項について盛り込んでいただきますようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 条例を制定する場合にあっては、特定空家等を発生させないための施策のほか市、住民、地域コミュニティ等の責務についても明示してください。</p>